

つばめ光重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめ光

3. お申し込みサービスの概要等

サービスメニュー	回線タイプ	通信速度
ファミリータイプ (戸建住宅向け)	ファミリー・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	ファミリー・ハイスピード	最大 200Mbps
	ファミリー	最大 100Mbps
マンションタイプ (集合住宅向け)	マンション・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	マンション・ハイスピード	最大 200Mbps
	マンション	最大 100Mbps

※通信速度は、お客様宅に設置する回線終端装置からNTT西日本までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実使用速度を示すものではありません。

インターネット利用時の速度は、お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に低下する場合があります。

※IPv4またはIPv6によるPPPoEおよびIPv6によるIPoEを利用して、NTT西日本のフレッツ網に接続した通信でご利用いただけます。

※回線終端装置またはVDSL装置とお客様の端末は、LANケーブルで接続してください。

4. 転用（NTT西日本からの乗り換え）の注意事項

(1) フレッツ光「光もっと2割」利用中の乗換えであっても、解約金は発生しません。

(2) つばめ光ご利用開始後にNTT西日本のフレッツ光や他の光コラボレーション事業者の光回線サービスへ変更をすることができます。ひかり電話をご利用の場合、電話番号は継続使用することができます。

(詳細は「5. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項」を参照ください。)

(3) フレッツ光初期工事費を分割払い中の場合は、転用完了時点の工事費残額を当社から引続き分割でご請求いたします。

(4) NTT西日本のフレッツ光で「初期工事費割引」の適用を受け、割引適用開始から転用後の期間を通算して24ヶ月以内につばめ光を解約した場合は、「フレッツ光初期工事費割引解約金」相当額（ご利用開始から15ヶ月以内に解約した場合は最大20,000円（税込22,000円）、16ヶ月目以降24ヶ月目以内に解約した場合は最大10,000円（税込11,000円））を当社からご請求いたします。

5. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項

- (1) 現在ご利用中の他コラボ事業者（変更元事業者）を解約し、新たに当社（変更先事業者）と新規に契約することになります。なお、サービスの提供料金、提供条件も異なり、変更元のサービスプラン、オプションも解約となり、現在お使いの変更元事業者の費用（解約違約金等）も発生する可能性があるため、詳しくは変更元事業者へご確認ください。
- (2) 事業者変更後でも、現在ご利用の電話番号は変わりません。また、光配線等の設備をそのままご利用できます。
 - ※事業者変更と同時に移転等を実施した場合は、移転等に伴う工事は必要となり、電話番号も変更となる場合があります。
 - ※事業者変更前に光電話の廃止をされた場合は、電話番号は変更となります。
- (3) 契約書面受領日を含む8日目までは、お客様都合で違約金なく解約申出が可能です。「初期契約解除」というもので、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
 - （詳細は「6. 初期契約解除制度について」を参照ください。）
- (4) 変更元事業者の工事費等を分割払い中の場合、当社新規ご契約時に変更元事業者の工事費残額を引き継ぐことはできません。
- (5) 事業者変更を実施された場合、ご利用中の光コラボの付加サービスを継続してご利用される場合、その付加サービスの提供事業者が、当社となる場合と、NTT西日本からの提供となる場合があります。NTT西日本からの提供となる場合、変更元事業者を解約し新たにNTT西日本とご契約いただくこととなります。
- (6) 変更元事業者の現在のご利用光回線にNTT西日本から提供のセキュリティ機能（セキュリティ対策ツール）が標準装備されている場合は、当社へ事業者変更後も継続して当該機能を利用できます。変更元事業者の現在のご利用中の光回線にNTT西日本から提供のセキュリティ機能（セキュリティ対策ツール）が標準装備されていない場合は新規利用となります。
 - ※セキュリティ機能を新規提供する際にはCAF及びアクセスキーが必要となります。詳細については、<https://f-security.jp/v6/support/faq/200608.html> をご確認ください。

6. 初期契約解除制度について

- (1) 本書面（契約書面）をお客様が受領した日から8日間の期間内に契約解除を行う旨の書面を下記まで送付することにより、契約の解除ができるものとします。この効力は書面を送付した時点で生じます。後日、当社が書面受領後に電話にてご連絡いたします。
- (2) 新規契約を解除する場合、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
 - ※キャンペーンの適用は無効となります。
- (3) 事業者変更が完了した場合、初期契約解除等によって解約し、元の事業者（変更元事業者）の光回線等に戻ろうとしても、
 - 元の事業者へのサービスの復帰は、ご自身の手続による新たな契約となり、費用が生じる可能性があります。

■料金割引、保有していた特典ポイントが元の状態に戻らない可能性があります。

■復帰に時間がかかる可能性があります。

ので注意願います。

<書面の記載例>※ハガキの場合（同様の内容を封書で送付可能）

●表面

【宛先住所】〒702-8021 岡山市南区福田174番地

つばめガス株式会社 つばめ光サポートセンター 行

※下部に「初期契約解除制度」と記載してください。

●裏面

- ①初期契約解除制度を申請する旨
- ②契約書面受領日（お客様が本書面を受領した日付をご記入ください。）
- ③お客様番号またはユーザID（開通案内をご確認ください。）
- ④ご契約者名
- ⑤ご住所
- ⑥平日日中にご連絡が取れる先の電話番号
- ⑦お申込みのサービス名（開通案内をご確認ください。）

7. 開通の案内について

本サービスおよび契約の内容は、受付完了後に送付する開通の案内をご確認願います。設定時等に必要となり、お客様固有の情報になりますので、大切に保存願います。

8. 料金の計算・お支払いについて

- (1) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金計算期間は、毎月1日から末日までとなります。ご利用開始月および解約月の月額費用は日割り計算にてご請求いたします。
- (2) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金は、当社からお客様に請求いたします。なお、当該月の料金は翌々月検針のガス料金とあわせて請求させていただきます。
(例：4月1日～4月30日分のつばめ光およびオプションサービス料金は6月検針分のガス料金と合わせて6月にご請求)
- (3) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金のお支払いは、クレジットカードもしくは、金融機関口座引き落とし払いとさせていただきます。
- (4) お支払いが2ヶ月滞り、またご連絡がない場合、不本意ながら当社規定によりつばめ光のご使用を強制的に停止し、解約のお手続きをさせていただきます。強制停止となった場合、のちにご使用を再開することはできかねます。また、解約金3,000円（税込3,300円）もあわせてご請求させていただきますので、ご了承ください。
- (5) NTT西日本が提供するオプションサービスの料金は、NTT西日本から直接お客様に請求されます。

9. 申し込みの取り消し

つばめ光の開通工事実施前までのお申し込みの取り消しは無料にてお手続きいたしますが、工事完了後またはサービス開始後の取り消しは費用が発生いたします。

10. 解約（事業者変更を含む）について

- (1) つばめ光から他コラボ事業者への変更（事業者変更）の場合もつばめ光は解約となり、以下の項番を適用します。
- (2) つばめ光を解約する場合には、14日前までにつばめガスまでご連絡願います。
※解約の際、お立会いが必要な場合があります
- (3) つばめ光を新規でお申し込みの場合は、初回2年、以降3年ごとの自動延伸となります。契約期間内（自動延伸後をふくむ）に解約の場合、解約金3,000円（税込3,300円）がかかります。ただし、契約更新期間（新規契約日を含む月から24ヵ月後の月+1ヶ月間の2ヶ月間、その後は初回の契約更新月から36ヶ月後+1ヶ月間）の解約には解約金はかかりません。
- (4) つばめ光を解約した場合、つばめ光のオプションサービスは自動的に解約となります。
- (5) 工事費を分割払いされている場合は、解約時に残金を一括でお支払いいただきます。
- (6) 回線終端装置、無線LANカード等の機器は、レンタル提供となります。機器返却が伴うお手続き（解約、移転等）後は、NTT西日本より返却のご案内を送付いたしますので、速やかにご返却をお願いいたします。なお、ご返却の確認ができなかった場合には、機器代金相当額を請求させていただく場合があります。

11. 工事について

- (1) お客様のご利用の回線タイプや設備状況によっては、お客様宅にお伺いして工事を実施する派遣工事が必要となる場合があります。派遣工事が必要な場合は、NTT西日本指定工事会社の実施します。派遣工事にお伺いする前にNTT西日本の工事担当者から連絡させていただく場合があります。
- (2) 派遣工事が不要な場合、NTT西日本から事前にONU等が送付されますので、お客様自身での取り付けをお願いいたします。
- (3) 設備状況等によりサービスのご利用をお待ちいただく場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (4) お客様のご利用場所および設備状況や工事内容等により、ご利用開始までの期間は異なります。

12. ご使用の注意

- (1) NTT西日本の設備メンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。サービス中断によるお客様が受けた損害につきましては保証致しかねます。サービス中断の情報の連絡が必要なお客様につきましては、お客様のメールアドレスをご登録いただくことにより、当社がサービス中断情報をNTT西日本等から入手した時点でメールにて送信させていただきます。

尚、登録には携帯電話等の通信機器からの接続、メールの受信が必要となり、そのための機器代金、通信料金等のすべての費用については、お客様ご自身のご負担となります。

- (2) ガス代ならびに、つばめ光の料金をお支払いいただけてない場合は、利用を停止する場合があります（利用停止中も契約中につき月額料金は発生します。）さらに利用停止後に14日以内に入金がない場合は、強制解約をする場合があります。この場合も「10. 解約（事業者変更を含む）について」を適用いたします。

13. 故障・不具合に関する問い合わせ

電話番号	時間等
0120-805113	24時間365日対応

14. つばめ光料金表

■初期費用

(1) 事務手数料

区分	サービスメニュー	事務手数料
事務手数料	ファミリータイプ/マンションタイプ	3,000円（税込3,300円）

(2) 工事費 … 新たに光回線をお申し込み（回線新規）の方のみ

区分	サービスメニュー	基本工事費	
		一括払い	分割払い
新規工事費	ファミリータイプ	(有派遣工事：屋内配線なし) 20,000円 (税込22,000円) (有派遣工事：屋内配線あり) 10,600円 (税込11,660円) (無派遣工事) 3,000円 (税込3,300円)	分割回数：24回 (屋内配線なし、VDSL) 833円（税込916円）(23回) 841円（税込925円）(最終月) (屋内配線あり、LAN配線方式) 441円（税込485円）(23回) 457円（税込502円）(最終月)
	マンションタイプ	(有派遣工事：屋内配線なし、VDSL) 20,000円 (税込22,000円) (有派遣工事：屋内配線あり、LAN配線方式) 10,600円 (税込11,660円) (無派遣工事) 3,000円 (税込3,300円)	(無派遣工事) 分割対象外 ※工事費分割支払いの残額を一括で清算する場合や解約等により残額支払いが生じた場合、請求時点の残額により消費税を計算し請求いたします。

区分	サービスメニュー	基本工事費	
		一括払い	分割払い
新規工事費	v 6 オプション	無料	-
	追加ネーム	無料	-

※工事費は代表的な例であり、工事の内容により異なります。また休日・夜間・深夜・時刻指定工事費等は別途かかります。

※つばめ光電話、テレビオプション等のオプションサービスをお申し込みの場合は別途各サービスの初期費用がかかります。

※つばめ光 v 6 オプションをつばめ光の新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※追加ネームをつばめ光の新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※つばめ光 v 6 オプションの工事時に各種サービスや通信機器が利用できなくなる場合があります。工事完了後、通信が正常にできない場合等は、ご利用の機器を再起動いただく必要があります。なお、プロバイダが提供する I P v 6 アドレスによるインターネット接続サービスのうち、インターネット (I P v 6 I P o E) 接続へお申込みの際にも同様の事象が発生する場合があります。

■月額費用

(1) つばめ光回線利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	ファミリータイプ	3,800 円/月 (税込 4,180 円/月)
	マンションタイプ	3,000 円/月 (税込 3,300 円/月)
	v 6 オプション	無料
	追加ネーム	100 円/月 (税込 110 円/月) ・ 1 ネーム

※インターネットのご利用には、別途プロバイダの契約が必要となり、月額利用料金はお客様負担となります。

※v 6 オプションのご利用には、つばめ光のご契約が必要です。(1 回線毎)

※v 6 オプションのご利用にあたっては、別途申込みが必要です。

※v 6 オプションのご契約で1 ネームはご利用いただけます。

※追加ネームのご契約にあたっては、v 6 オプションが必要です。

※追加ネームは同一回線で複数のネームをご利用いただけます。(最大 10 ネーム)

※ネームの利用方法、登録方法等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

※つばめ光 v 6 オプションは、インターネット (I P v 6 I P o E) 接続に必須のサービスとなっております。解約された場合はインターネット (I P v 6 I P o E) 接続がご利用できなくなりますのでご注意ください。

(2) つばめプロバイダ利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	つばめプロバイダ	550 円/月 (税込 605 円/月)
	つばめプロバイダ v 6 オプション	※つばめプロバイダをご利用の場合申込みいただけます。

(3) ホームゲートウェイおよびホームゲートウェイ無線LANカード

区分	月額利用料	備考
ホームゲートウェイ	1 台ごと 250 円/月 (1 台ごと税込 275 円/月)	※つばめ光電話を利用されない場合にかかります。
ホームゲートウェイ 無線 LAN カード	1 枚ごと 100 円/月 (1 枚ごと税込 110 円/月)	-

<改定履歴>

2016年	3月	1日	制定	
2019年	7月	1日	改定	事業者変更追加に伴う改定
2020年	3月	1日	改定	つばめ光 v 6 オプション・つばめプロバイダ v 6 オプション追加に伴う改定
2021年	4月	1日	改定	「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2022年	7月	1日	改定	電気通信事業法施行規則改正による消費者保護ルール見直し 解約金 10,000 円 (税込 11,000 円) → 3,000 円 (税込 3,300 円)
2024年	2月	1日	改定	工事費改定 ファミリー 18,000 円 (税込 19,800 円) → 20,000 円 (税込 22,000 円) マンション 15,000 円 (税込 16,500 円) → 20,000 円 (税込 22,000 円)
2024年	4月	1日	改定	工事費を区分別に記載・分割払いの見直し

個人情報の取扱いについて

■個人情報の保護方針

つばめガス株式会社（以下「弊社」と言います）は、「情報セキュリティおよび個人情報の確実な保護は、弊社の経営上および事業上の最重要課題のひとつである」との認識のもとに、重要な情報資産（個人情報を含む）を適切に保護します。その目的のため個人情報保護マネジメントシステムを確立し、個人情報の保護についての基本方針を定め、会社をあげてその取り組みを実施します。

■個人情報の利用目的

弊社は、お客様の個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用いたします。あらかじめ明示した利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用する必要が生じた場合は、お客様にその旨をご連絡し、お客様の同意をいただいた上で利用いたします。

◇お客様の個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

・「つばめ光」等弊社の各種サービスの案内、申込み、提供における請求・問い合わせ対応・連絡等

■個人情報提供の任意性

ご自身の個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要なご情報をいただけない場合には、弊社のサービスを受けられない可能性がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

■個人情報の第三者提供

弊社は、次の場合を除き、お客様個人情報を第三者に開示、提供いたしません。第三者に開示、提供する場合は、お客様からお知らせいただく個人情報に準じます。ただし、必要となる最小限の個人情報のみとし、かつ使用範囲もその範囲に限定いたします。

1. お客様の同意のある場合
2. 司法機関または、行政機関から、法的義務を伴う個人情報の開示要請を受けた場合など、法令に基づく場合。
3. 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の継承が行われる場合。
4. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、お客様の同意を得ることが困難な場合。

■個人情報の取扱いの委託

弊社は、前途の利用目的を達成する上で必要となる業務の一部を外部業者に委託することがあります。この場合、当該業務に必要な最小限の個人情報のみとし、使用範囲もその範囲に限定いたします。また、委託先に対し、契約などにより、委託業務に必要な範囲内での利用徹底など、個人情報の適切な保護に努めます。

■個人情報の開示・訂正・追加・削除・拒否

弊社が、管理しております個人情報について、お客様自身より、利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います。）に関する要請を受けた場合には、お客様に意思を尊重し合理的な範囲で必要な対応をいたします。

「つばめ光」 利用約款

第 1 条 (総則)

- 本約款は、つばめガス株式会社 (以下「当社」といいます) が西日本電信電話株式会社 (以下「NTT」といいます) から電気通信役務の提供を受けて契約者に提供する光電気通信網を用いた F T T H アクセス回線提供サービス (以下「本サービス」といいます) の提供条件などの必要な事項を定めたものです。
- 契約者は、本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、NTT が定める「I P 通信網サービス契約約款」(以下「I P 約款」といいます)、並びに I P 約款に準拠して当社が定める本サービスに関する諸規定について同意するものとします。当社は、契約者がこれらに同意したものとみなし、本サービスを提供するものとします。
- 前項の I P 約款の記載のうち、光コラボレーションの御先事業者に関係しない条項は適用されないものとします。
- 本約款の規定と I P 約款の規定が相違する場合は、原則として、本約款の規定を優先して適用するものとします。

第 2 条 (契約の成立)

契約者は、当社所定の申込書をもって本サービスの提供を申し込むものとします。本サービスの提供に係る契約 (以下「本契約」といいます) は、契約者の当該申込に対し、当社が「開通案内書」を発行した時点をもって成立するものとします。

第 3 条 (本サービスの利用開始)

契約者は、当社から別途発行される「開通案内書」を受領し、開通工事完了後以降、本サービスを利用できるものとし、開通工事完了後から本サービスの利用料が課金されるものとします。

第 4 条 (通信速度)

- 当社が本サービスに関して定める通信速度は最高速のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化することであることを、契約者は了承するものとします。
- 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第 5 条 (通知)

- 当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの発信、当社 Web サイトへの掲載、その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
- 前項の通知が書面の送達で行われる場合、当社に登録されている契約者の住所宛に通知書面を送付した時点で契約者への通知が完了したものとみなします。
- 第 1 項の通知が電子メールで行われる場合、当社に登録されている契約者の電子メールアドレス宛に発信した時点で契約者への通知が完了したものとみなします。
- 第 1 項の通知が当社 Web サイトへの掲載にて行われる場合、当該通知が当社 Web サイト上に掲示され、契約者がアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって、契約者への通知が完了したものとみなします。
- 本条第 2 項及び第 3 項において、契約者が当社に登録されている住所又は電子メールアドレスを変更しないことにより当社から通知が届かない場合であっても、当社はこれにより生じた一切の事象について責を負わないものとします。

第 6 条 (利用に係る契約者の義務等)

- 本サービスの利用にあたり、契約者は次の事項を順守するものとします。
 - 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動・取り外し・変更・分解もしくは損壊し、またはその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。但し、天災事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続・保守のた必要があるときは、その限りではありません。
 - 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 当社が本サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機器等を取り付けないこと。

- NTT が電気通信サービスの提供を中止することにより、当社が、本サービスの提供を行うことができなくなったとき
- 本サービスの運営上または技術上の理由があるとき。

第 10 条 (料金)

- 当社は、契約者に対し、本サービスの料金としてサービス利用料の他、本サービスに提供に要する回線工事の工事代金等 (以下総じて「料金等」といいます) を請求するものとし、契約者は当該請求に基づき、これを支払うものとします。
- 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、第 18 条及び第 19 条に基づき本契約が解約または解除された月までの期間について、前項の料金等を支払うものとします。
- 料金等の支払条件は、申込書に定める通りとします。
- 当社に支払われた料金等は、当社の責に起因する場合を除き返還しないものとします。
- 当社は、経済情勢の変動等により、料金等が不適当となった場合、都度契約者と協議のうえ料金等を改定できるものとします。

第 11 条 (遅延利息)

契約者は、支払期日までに料金等の支払いが完了しない場合には、遅延期間につき年 14.5% の割合で算出した額を遅延利息として、当社に支払うものとします。

第 12 条 (契約期間)

- 本サービスの提供開始日 (契約日) を含む月の翌月末までを 1 ヶ月目とし、契約期間は提供開始日から 24 ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。その後は、1 回目の満了月から起算して、36 ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」とし、その後も契約期間は 36 ヶ月ごとに更新されるものとします。
- 契約者は、契約期間内に本契約を解約する場合は、当社の責による場合を除き、当社が定める期日までに、解約金 3,000 円 (税込 3,300 円) を一括して当社に支払うものとします。
- 契約者が、契約期間の「満了月」および「更新月」に本サービスを解約する場合には、解約金は発生しないものとします。

第 13 条 (変更)

- 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することがあります。この場合、当社は、変更内容を契約者に所定の方法で通知するものとし、契約者は、変更後の内容に従うものとします。
- 当社は、前項による本約款の変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 14 条 (秘密保持)

- 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方から秘密である旨表示されて開示を受けた相手方固有の技術上、営業上その他業務上の秘密を、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後も 3 年間は第三者に対して開示・提供または漏えいしないものとします。
- 前項の規定に係らず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
 - 開示の時点で既に公知の情報、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報。
 - 開示した時点で既に相手方が保有している情報。
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - 相手方から開示された秘密情報によらず独自に開発された情報。
 - 法令に基づき開示が要求された情報。

第 15 条 (個人情報)

- 当社は、契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の本サービスを申し込むにあたり必要となる個人情報を、当社の Web サイトにて公表する「個人情報取り扱いについて」に基づき、適正に取り扱うものとします。(https://www.tsuabamegas.com)
- 当社は、個人情報を以下の各号の場合に必要な範囲のみ利用するものとします。
 - 本サービスの提供
 - 本サービスに関する情報の提供及び提案
 - 本サービスの企画及び利用等の調査に関するお問い合わせ、連絡、回答
 - 代金の請求、回収等の事務処理

- 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- アクセス回線二重化を行う場合において、ふたつの加入者回線等または契約者回線を同時に使用する通信を行わないこと。
- 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。
- 当社は、契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、契約者に対し、当該行為を中止するように通知し、是正されるまで本サービスの提供を停止する場合があります。
- 契約者は、第 1 項の規定に違反して、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払うものとします。
- 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別番号及び暗記番号 (以下「契約者識別番号等」といいます) を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に開示しないものとします。
- 契約者が前項の規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行または電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者識別番号等の変更、その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
- 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、予めその理由等を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、その他当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第 7 条 (禁止事項)

- 契約者は、本サービスに利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- 第三者若しくは当社の財産、権利及びプライバシーを侵害する行為、誹謗中傷、その他不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると当社が判断する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
 - 違法行為、または違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引する行為。
 - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれが高い行為。
 - 社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者に送信する行為。
 - 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
 - 性風俗、宗教布教活動に関する行為。
 - 不特定多数に無断でばらまく広告・宣伝・勧誘等や、詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為、第三者もしくは当社に対しメール受信を妨害する行為及び連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
 - 本サービスを再販または貸貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
 - 無断で連鎖購 (ネズミ講) を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為。
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 本サービスによりアクセス可能な情報を改竄、消去する行為。
 - コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、もしくは提供する行為。
 - 本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為、並びに本サービスの運営を妨げる行為。
 - 上記各号のいずれかに該当する行為を助する行為。
 - その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - その他、当社が不適切と判断する行為。

第 8 条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、回線を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

第 9 条 (サービスの停止または中止)

- 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - 本約款に違反し、相当の期間をもって催告しても是正されないとき。
 - 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 当社及び NTT の電気通信設備の保守上または工地上やむを得ないとき。

- その他一般事務の連絡、問合せ、回答
- 当社は、本サービスの提供のために必要な契約者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、書面または電子データにて NTT 及び本サービスの提供に必要な事業者へ提供することがあります。
- NTT は、本サービスの提供のために必要な契約者の氏名、住所、通信履歴等の個人情報を記録・保管し、必要により書面または電子データにて、本サービス及びオプションサービスの提供に必要な事業者へ提供することがあります。
- 当社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、当社は、自己の責任において、当該事故の拡大防止や取除のために必要な措置を講じるものとします。

第 16 条 (再委託)

当社は、本サービスの全部または一部を、自己の責任において第三者に再委託することができるものとします。この場合、当該再委託先に対し、第 14 条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

第 17 条 (責任の制限)

- 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを提供せず、契約者にてその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時点から起算して、24 時間以上当該状態が続いたときは、起算時点から本サービスの利用が再び可能になったことを契約者及び当社が確認した時点までの時間数から 24 で除いた数 (小数点以下の端数は切り捨て) に、サービス利用料 (月額) の 30 分の 1 を乗じて算出した額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。
- 前項の規定に係らず、NTT の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償額は、NTT が当社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。
- 前 2 項の他、契約者及び当社は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、本契約の解除に係らず損害発生の原因となった本サービスの利用料相当額 (月額料金については損害発生月の料金、年額料金については損害発生月の月額換算相当額) を限度として損害賠償責任を負うものとします。但し、契約者及び当社は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。
- 契約者は、自己の責任において本サービスにかかる自営端末設備もしくは自営電気通信設備に搭載された記憶装置内のデータ、コンピュータ・プログラム等のバックアップを行うものとします。
- 第 8 条及び第 9 条にて定める本サービスの利用制限、停止および中止の他、地震、天災等不可抗力その他当社の責に帰すべきでない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能については、当社はその責を負わないものとします。

第 18 条 (契約解除)

- 当社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができるものとします。
 - 正当な事由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - 手形または小切手の不渡りが発生したとき。
 - 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
 - 破産、民事再生手続、会社更生、または特別清算の申し立てがされたとき。
 - 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じたとき。
 - 解散または営業停止となったとき。
 - その他財務状態の悪化またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。
- 当社は、第 9 条第 1 項の規定により利用が停止された契約回線について、相当期間を定めた催告にも係らず、契約者がなおその事実を解消しないときは、本契約を解除することができるものとします。
- 第 9 条第 1 項または第 2 項に該当する場合、当該事項が当社の業務に著しい支障をきたすおそれがあると認められる場合は、直ちに本契約を解除できるものとします。

第 19 条 (反社会的勢力の排除)

- 契約者は、自らが現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者 (以下、総称して「反社会的勢力」という) であること。

- ② 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。
 - ③ 反社会的勢力を利用していること。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社は、契約者が前項に違反したとき、または自らまたは第三者をして次の各号の掲げる行為をしたときは、何らかの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- ① 当社に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対する脅迫的言辭または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 20 条（期限の利益の喪失）

前条に基づき本契約が解除された場合、契約者は、本契約より発生する当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を当社に弁済するものとします。

第 21 条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく地位及び権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、また担保に供することはできないものとします。

第 22 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、岡山簡易裁判所または岡山地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

第 23 条（協議事項）

本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた事項については、契約者と当社で誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第 24 条（その他）

1. 本サービスの利用料金、サービス内容及び光連合通信網回線等に関する各種問い合わせ並びに苦情については、当社が受け付けるものとします。なお、光連合通信網回線に関する障害について、当社から連絡を受けた N T T が必要に応じて光連合通信網回線の敷設場所に作業員を派遣し、故障修理を実施する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。
2. N T T の電気通信設備の保守上もしくは工事にやむを得ない場合、または当社に対する即電気通信業務の提供上必要がある場合、N T T が契約者に対して直接連絡する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

<改定履歴>

2016年	3月	1日	制定	
2021年	4月	1日	改定	「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2022年	7月	1日	改定	電気通信事業法施行規則改正による消費者保護ルール見直し対応 解約金 10,000 円（税込 11,000 円）→3,000 円（税込 3,300 円）